

# 参考資料

# 各開示書類の目的及び役割①

	取引所規則 (決算短信)	会社法開示 (事業報告・計算書類)	金商法開示 (有価証券報告書)
目的	重要な会社情報を 投資者に適時に提供	株主・債権者に対する 情報の提供	投資者の投資判断に 必要な重要な情報の提供
開示方法	電子開示(TDnet)	書面の提供(一部電子提供可※1)	電子開示(EDINET)
決算日からの開 示時期 【】は平均	決算期末後45日以内 (30日以内がより望ましい) 【37.0日】※2	株主総会開催日の2週間前まで に招集通知と共に株主に提供 【63.9日】※2	事業年度経過後3月以内 【87.4日】※2
公衆縦覧期間	開示日を含めて31日※3 (有料データベースは5年)	電子公告の場合には、 定時株主総会の終結日後5年	受理日から5年※4
非財務情報	投資者に対して迅速・公平 に提供すべき情報	議決権行使に必要な各種情報	事業等のリスクやMD&Aを 含む詳細な事業状況等
財務情報	連結財務諸表 (日本基準、米国基準、 IFRS※5)	・連結財務諸表(日本基準、 米国基準、IFRS※5) ・単体財務諸表(日本基準) (相対的に簡略な注記)	・連結財務諸表(日本基準、 米国基準、IFRS※5) ・単体財務諸表(日本基準) (キャッシュ・フロー計算書を含む)
監査の要否	不要	要	要
虚偽記載の 罰則の有無	なし	100万円以下の過料	10年以下の懲役 100万円以下の罰金

※1 計算書類における個別注記表や、事業報告における主要な事業内容、直近三事業年度の財産及び損益の状況等は電子提供可(会社計算規則133条4項、会社法施行規則133条3項等)。

※2 「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)より。

※3 JPXウェブサイトの上場会社情報では5年分の決算短信が閲覧可能。

※4 有価証券届出書(参照方式を除く。)は受理日から5年。参照方式の有価証券届出書は受理日から1年。

※5 2015年10月末現在。

## 各開示書類の目的及び役割②

- 金融商品取引法、会社法及び取引所規則による開示は、それぞれ以下の目的及び役割を有しており、その目的・役割の下で各々の開示時期及び内容等が規律されている。
  - 金融商品取引法(有価証券報告書)

投資者の投資判断に必要なかつ重要な情報を提供することで、金融商品取引等の公正を確保し、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって投資者保護に資するもの。

→ 事業等のリスクや財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(Management Discussion and Analysis。)を含む詳細な事業状況等の開示が要求されている。
  - 会社法(事業報告・計算書類)

所有と経営の分離により会社の財務状況等を一般に知ることが困難である株主に対して、会社の会計や事業活動の経過及び成果を報告し、議決権等の権利行使をする際の重要な判断材料を提供するとともに、原則として会社財産が唯一の引き当てとなる会社債権者に対して、会社の財務状況等を正しく判断できるようにするための情報を提供し、もって株主及び会社債権者の保護に資するもの。

→ 議決権行使等に必要な各種情報及び相対的に注記が簡略化された計算書類等の開示が要求されている。
  - 取引所規則(決算短信)

重要な会社情報を投資者に対して迅速かつ公平に提供することで、健全な金融商品市場の形成に寄与し、もって投資者保護に資するもの。

→ 決算期末後45日以内(30日以内がより望ましい)の開示、監査不要の財務情報の開示等が要求されている。

# 大株主及びストックオプションに関する開示の比較

事業報告記載項目	有価証券報告書記載項目	主な相違点								
<p>(122条) 株式に関する事項 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。)及び当該株主の有する株式に係る当該割合</p>	<p>【大株主の状況】</p> <table border="1" data-bbox="853 328 1379 564"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 328 958 485">氏名 又は 名称</th> <th data-bbox="958 328 1064 485">住所</th> <th data-bbox="1064 328 1184 485">所有 株式 数(株)</th> <th data-bbox="1184 328 1379 485">発行済株式 総数に対す る所有株式 の割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>①所有株式数の多い順に10名程度について記載(単元・議決権の数が異なる種類株式を発行している場合、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度を併せて記載) ②他人名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載</p>	氏名 又は 名称	住所	所有 株式 数(株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 の割合(%)					<ul style="list-style-type: none"> <li>発行済株式 事業報告 : 自己株式を控除 有価証券報告書: 自己株式を含む</li> <li>所有株式数 経団連ひな型(法令ではない) : 株主名簿における保有株式数 有価証券報告書: 実質所有の株式数</li> <li>種類株式を発行している場合 経団連ひな型(法令ではない) : 種類株式の保有数を合算し、上位10名の株主を記載 有価証券報告書 : 所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度について記載</li> </ul>
氏名 又は 名称	住所	所有 株式 数(株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 の割合(%)							
<p>(123条) 新株予約権等に関する事項 ①事業年度の末日において役員が新株予約権等を有しているときは、役員 の区分ごとの新株予約権等の内容の概要及び所有人数 ②事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権等があるときは、使用人の区分ごとの新株予約権等の内容の概要及び所有人数 ③上記のほか、新株予約権等に関する重要な事項</p>	<p>【新株予約権等の状況】 事業年度の末日及び報告書提出日の属する月の前月末現在における新株予約権の数等を記載</p> <p>【ストックオプション制度の内容】 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載</p>	<p>事業報告 役員: 事業年度末時点の役員が保有している新株予約権の数等を記載 使用人等: 事業年度中に使用人に交付した新株予約権の数等を記載</p> <p>有価証券報告書 ・役員・使用人等ともに、事業年度末時点及び提出日の前月末時点における新株予約権の総数等を記載 ・発行決議時点の付与対象者数、発行条件等を記載</p>								

# 「新株予約権等の状況」と「ストックオプション制度の内容」記載例

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (2)【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権（●年●月●日取締役会決議）		
	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数（個）	500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり100	同左
新株予約権の行使期間	2010年9月1日～ 2040年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 略

(注)2 略

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

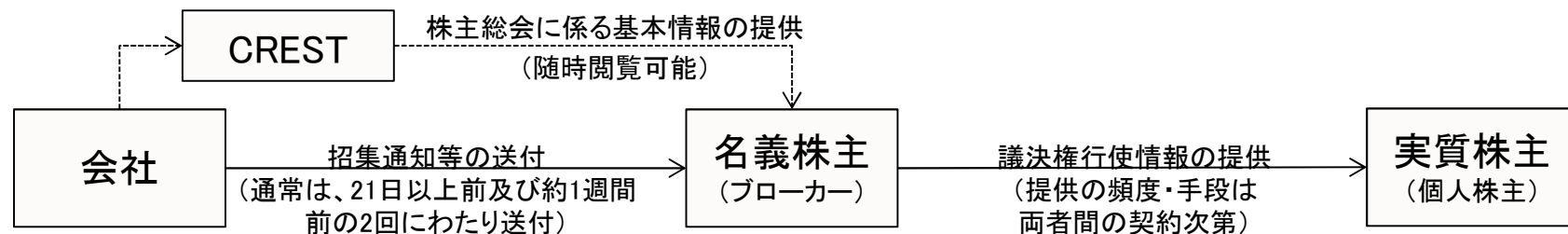
#### (9)【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	●年●月●日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

# 英国における株主総会情報の提供・議決権行使の流れ①

- 上場会社は、総会開催日から21日以上前に名義株主へ招集通知等を送付することとされている。送付手段は、名義株主が同意した場合は電子的方法、同意がない場合は郵送とされている。
- 招集通知等の送付後に新たに名義株主になった者に対しては、上場会社のほぼ全てが、株主総会開催日の約1週間前に招集通知等を任意で送付している※1。また、CREST※2に登録した名義株主は、保有株式の総会に係る基本情報を随時閲覧可能である。
- 名義株主であるブローカーは、招集通知等を受領後、実質株主との契約に基づいて、実質株主へ議決権行使に係る情報を提供する※3。
- ブローカーから実質株主への情報提供の頻度、手段は、両者間の契約の内容次第だが、手段としては電子的方法が一般的である。また頻度としては、一部のブローカーは情報提供の実施後に新たに実質株主となった者へ、当該情報を随時提供している※1。

<注> 英国では、個人株主の大半は、ISAsの免税適用を受ける等のため、名義株主であるブローカーを通じて、実質株主として株式を保有している。



※1 Broadridge社へのヒアリングに基づく。

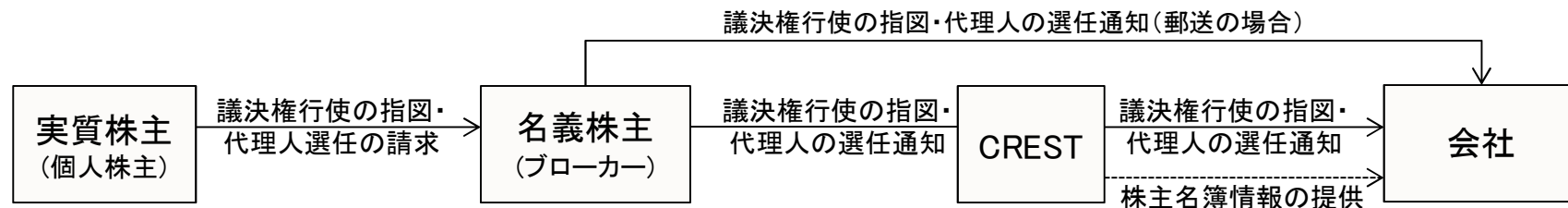
※2 CREST (Certificateless Registry for Electronic Share Transfer) とは、英国における証券の決済集中機関である。上場会社の名義株主は、株式を株券により保有する場合を除いて、CRESTへの登録を通じて株式を保有することとなる。

※3 名義株主は、会社に対して、実質株主へ直接情報提供を行うよう請求することができる(英国会社法146②)。ただし、これはあくまで名義株主の権利とされており、実質株主の希望に応じて当該請求を行う業者は限られているため、この直接情報提供は実務上は稀である。



## 英国における株主総会情報の提供・議決権行使の流れ②

- 名義株主が自ら株主総会に出席せずに議決権を行使するには、行使期限(総会開催前の48時間以内のいずれかの時点)までに、議決権行使の指図又は代理人の選任通知が会社へ到着する必要があるとされている。
- FTSE350会社の95%において、名義株主は、CRESTの議決権行使システムを通じて、電子的に議決権の行使・代理人の選任を行うことができる※1。この場合には、行使期限の直前まで、指図等の内容を変更することができる。
- 上場会社は、行使期限の到来後、CRESTから株主名簿情報を取得して、受領した議決権行使の指図等と突合し、不一致がある場合は、これを最善の努力により解消することとされている※2。
- 実質株主は、名義株主であるブローカーに指図して議決権を行使する。また、株主総会への出席を希望する場合は、ブローカーに自らを代理人として選任するよう請求し、名義株主の代理人として、株主総会で議決権を行使する。これらの指図・請求は、ブローカーの事務処理期間との関係で、実務上、行使期限よりも前(通常は数営業日前)に行う必要がある。



※1 CRESTに登録せず、株券を通じて株式を保有する名義株主も少数ながら存在している。これらの者が自ら株主総会に出席せずに議決権を行使する場合には、書面で議決権行使の指図を行うこととなる。

※2 議決権行使の指図後に株式が売却された等の場合には、会社受領した行使指図と株主名簿情報との間に不一致が生じうる。この不一致の解消方法は、会社が選任する株式登録機関に任されており、通常は電話やeメール等で個別に差異の突合が図られる。時間が限られていることから、例えば議決権総数の0.01%以下など、一定基準以下の差異については確認がされない場合が多い。

# 非財務情報の開示

	事業活動に関わるもの	組織・ガバナンス情報	環境・社会情報
↑ 制度的	<b>有価証券報告書</b> 主要な経営指標等の推移 事業の内容 業績等の概要 対処すべき課題 事業リスク MD&A 設備の状況 等	株式等の状況 配当政策 役員の状況 コーポレート・ガバナンスの状況(企業統治の体制、役員報酬、政策保有株式、監査報酬等) 等	<b>女性活躍推進法</b> 女性活躍の行動計画 女性の活躍状況 etc.
	<b>コーポレートガバナンス報告書(CGコード)</b> 経営理念、経営戦略 収益力・資本効率性の目標 政策保有の方針 等		役員指名・報酬決定の方針・手続 経営陣への委任の範囲 対話の体制整備に関する方針 等
非制度的 ↓	<b>アニュアル・レポート※</b>		
	<b>知的財産報告書</b>  <b>IR資料</b>		<b>環境報告書</b> <b>CSR報告書</b> <b>サステナビリティ報告書</b> etc.
	※ 財務情報と、企業の経営戦略、ビジネスモデル、ガバナンス等の非財務情報を相互に関連付け、一体として報告する取組み(統合報告)も見られる。		



## 米国及び英国におけるフェア・ディスクロージャー・ルール

- 証券の発行企業等が、その発行企業又は発行証券に関する重要かつ未公表の情報を特定の情報受領者に対して開示する場合、①意図的な開示の場合は同時に、②意図的でない開示の場合は速やかに、当該情報を公表しなければならないというルール。米国及び英国の規制の概要は、以下のとおり。

	米国	英国
重要な情報の範囲	合理的な株主が、投資判断に際して重要と考える相当の蓋然性がある情報	公表されれば金融商品等の価額に重大な影響を及ぼす可能性が高い具体的な情報
情報受領者の範囲	ブローカー、投資顧問業者、機関投資家、投資会社、発行者の証券の保有者等への開示	第三者 (Any third party)
選択的開示が認められる場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、会計士等の守秘義務を負う者、守秘義務契約を交わした者、格付会社等への開示</li> <li>・有価証券の募集に伴う開示</li> </ul>	アドバイザー、交渉相手 (有価証券の引受人を含む)、労働者代表、主要株主、政府、貸付人、格付会社、その他守秘義務を負う者等への開示
公表の方法	臨時報告書 (Form 8-K) 又は広範かつ非限定的に情報を公開する方法による開示	FCAが認可した情報サービス (RIS) による開示
根拠法	SEC規則 (レギュレーションFD)	FCA開示透明性規則